

広情個審第91号

平成31年3月5日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書存否応答拒否決定に係る審査請求について（答申）

平成28年10月14日付け広施恵第325号、327号、329号で諮問のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第179、180、181号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- ① 平成28年10月14日付け広施恵第325号の諮問事案（諮問第179号事案）
平成28年4月27日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年6月9日付け広施恵第223号で行った存否応答拒否決定に対する同年8月5日付け審査請求
- ② 平成28年10月14日付け広施恵第327号の諮問事案（諮問第180号事案）
平成28年4月27日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年6月9日付け広施恵第224号で行った存否応答拒否決定に対する同年8月5日付け審査請求
- ③ 平成28年10月14日付け広施恵第329号の諮問事案（諮問第181号事案）
平成28年4月27日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年6月9日付け広施恵第225号で行った存否応答拒否決定に対する同年8月5日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記3件の公文書開示請求（以下「本件開示請求」といい、本件開示請求の対象とした文書を「本件請求対象公文書」という。）に対し、その存否の情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「申立人」という。）の審査請求書等及び口頭意見陳述における主な主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、実施機関が行った公文書の存否を明らかにしない不開示決定を取り消し、本件請求対象公文書の開示を行うとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、平成28年4月27日付けで、以下の3件の開示請求を行った。

- ① 広島市が発注した建設請負工事（以下「本件建設請負工事」という。）の工事中に、工事現場で発生した濁水が河川に流出した時に、特定の事業者が被った損害について、工事担当職員が、

工事担当課長に行った報告

- ② 本件建設請負工事の工事中に、工事現場で発生した濁水が河川に流出した時に、特定の事業者が被った損害について、施工業者から広島市に対して行われた報告
- ③ 本件建設請負工事において、工事現場で発生した濁水が河川に流出した時に、特定の事業者が損害を被った以降に、取水を近隣の谷川に変更した工事について、以下の文書
 - a 工事変更理由書のうち、このことが記載されている部分
 - b 変更契約書のうち、この工事の金抜き設計書
 - c 変更契約書のうち、この工事の金入り設計書

これら請求に対して、実施機関は、以下の理由で、存在応答拒否決定を行った。

「当該公文書の存在を明らかにするだけで、広島市情報公開条例第7条第2号に定める、法人等に関する情報で公にすることにより社会的な地位を害すると認められるものを開示することになるため。」

ア この理由は、存在を明らかにするだけで、法人等の社会的な地位を害すると認められるものを開示することになる、ということであるから、存在を明らかにすることが不開示理由にあたるものを開示することになるということであり、分かりやすく言えば、「存在するが開示できない」ということである。

- ① 工事担当職員は、都度工事担当課長へ報告を行っており、その幾多の報告の一つを隠す（存在応答拒否）必要はない。
- ② 施工業者は、発注者に、第三者に損害を与えた場合、その原因・経緯等を都度工事担当課長へ報告し対策を協議することとなっており、その報告・協議が行われたことは明らかで、その報告書が存在していることも明らかである。発注者である広島市に原因があるからこそ、設計変更により公費を使って対応したのであり、その前提となる報告は必要不可欠である。施工業者からの幾多の報告の一つを隠す（存在応答拒否）必要はない。
- ③ 工事設計図書は、現場の状況によって、当初想定していた以外の事態が発生した場合、設計変更により対応することが行われている。当該工事においても、大雨によって工事現場の土砂が流れ出し、濁水が河川に流入することが分かっていた。そこで、河川内に大型土嚢により堰をつくり、上澄みを流す計画となっていた。

しかし、工事現場内の沈砂設備が余りに貧弱であったことから、大量の濁水が河川に流れ込んだ結果、特定の事業者が損害を被った。この結果を受けて、取水を近隣の谷川に変更する工事を行ったのであるから、その行為は理屈に合っており、その事実を隠す必要はない。ましてや、被害者である特定の事業者が、このことによって法人等の社会的な地位が害されることはない。工事現場からの濁水が原因であることが明らかであり、広島市の設計に瑕疵があったことに他ならないのであるから、開示すべきことは明らかである。

イ 申立人は、平成25年10月20日に、以下の開示請求を行っている。

本件建設請負工事に関する「広島市請負工事監督技術基準第3条項目1契約の履行の確保（1

0) 市長等への報告ウ第三者に及ぼした損害の調査及び報告」に基づいて、監督職員がその原因、損害の状況等を調査した調査書、請負者への指示書、及び工事担当課長への報告書」(平成25年10月20日までに作成されたもの)

この時の決定は、「文書不存在」であった。つまり、工事担当職員から工事担当課長への報告文書はないという決定であり、今回の「存在するが開示できない」という決定と矛盾している。ウ また、平成26年6月3日の開示請求により開示された平成25年7月23日の「工事打合せ簿」には、請負業者が養魚場への給水計画について協議を行い、広島市は「濁水防止対策の一つとして行う水替工として、別紙図面のとおり、沢からの清水を取水することとする設計変更で対応する」と回答している。

エ その結果、近隣の谷川から給水する設備が設置されている。この設置は、濁水処理が不完全であったことを広島市が認めた結果として、税金を費やして設置されたものであり、それ以外の理由では公金の支出はできない。

オ このように、広島市は、濁水が原因とし、その濁水防止対策として、取水を近隣の谷川に変更する工事を行っているのであり、事業者には全く瑕疵がないのであるから、存在応答拒否理由にいう、事業者の社会的な地位を害するものは認められない。このような理由を挙げて開示しないことは、情報公開条例の主旨に反するのであるから、開示すべきである。

以上のような、複数の理由から実施機関の決定は間違っているので審査請求を行うものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主な主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 存否応答拒否の理由について

本件開示請求は、特定の事業者に関するものとなっている。特定法人の財産状況(本件の場合、養殖魚の数の増減)は、条例第7条第2号の「法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害するおそれのある情報」に当たることから、当該公文書の存在を明らかにするだけで、当該事業者の社会的な地位を害するおそれのある情報を開示することになるため、存否応答拒否決定を行ったものである。

なお、存否応答拒否は、文字どおり公文書が存在するか否かについての回答を行わないものであり、申立人が言うように、「存在するが開示できない」ということではない。

(2) 平成25年10月20日付け開示請求に対する不開示決定について

平成25年10月20日付け開示請求の対象文書は、「本件建設請負工事に關し、広島市請負工事監督技術基準に基づいて、監督職員がその原因、損害の状況等を調査した調査書、請負者への指示書、及び工事担当課長への報告書」であった。

同基準に基づく調査・報告等については、「工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたとき」に

行うこととなっているが、同工事の施工に伴い、当該事業者を含む第三者に損害を及ぼした事案はなく、調査書等の文書は作成していなかったことから、公文書不存在の決定を行ったものである。

一方、本件開示請求は、「広島市請負工事監督技術基準に基づく」という前提のない「工事担当職員から工事担当課長への報告」であり、平成25年10月20日付け開示請求とは、その内容が異なっている。本件開示請求については、(1)で述べたように、その内容が特定事業者に関するものであったために存否応答拒否の決定をしたものであるが、内容が異なる開示請求に対し、異なる決定となったことは当然であり、申立人が主張するように、これら二つの決定が矛盾するということはない。

(3) 存否応答拒否理由と法人等の瑕疵との関係について

申立人は、事業者には全く瑕疵がないのであるから、存在応答拒否理由にいう、法人等の社会的な地位を害するものは認められない旨を主張しているが、(1)で述べたように、本市が存否応答拒否としたのは、特定事業者の財産状況が、条例に定める「法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害するおそれのある情報」に当たると判断したためであり、事業者の瑕疵の有無とは全く関係がない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 審議の併合について

諮問第179号、諮問第180号及び諮問第181号については、申立人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

(2) 条例第7条第2号及び第10条該当性について

一般に、法人等に損害が発生した事実は、営業活動上の秘密に関する情報に該当し、当該情報が明らかにされた場合は、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害するおそれがあると認められる。

したがって、仮に、申立人が主張するように、当該法人等に営業上の損害が発生したという事実があった場合に、当該事実が存在することを前提とした情報（以下「本件情報」という。）は、条例第7条第2号に該当するものであり、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件情報の存否を明らかにしてしまうことになるから、条例第10条により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することが妥当である。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 10. 14	広施恵第325号、327号、329号の諮問を受理 (諮問第179、180、181号で受理)
30. 11. 16 (第1回審査会)	第1部会で審議
30. 12. 19 (第2回審査会)	第1部会で審議
31. 1. 23 (第3回審査会)	第1部会で審議
31. 2. 19 (第4回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授
宮 崎 智 三	中国新聞社論説副主幹